

別 紙（様式 1）

要請番号	【 1 】	所管課名	健康福祉総務課
< 要請内容 >			
【 1 】憲法 2 5 条、地方自治法第 1 条を踏まえて、医療・介護・福祉など社会 保障施策の充実にむけての基本姿勢を堅持してください。			
< 回答要旨 >			
<p>本県におきましては、「人口減少・超高齢社会を支えあう自立と安心の社会システムづくり」を基本課題としまして、県民の皆様一人ひとりが健康で自立し、安心して生活できる社会づくりに取り組んでおります。</p> <p>こうした、事業の実施にあたりましては、憲法を始め各法令の規定を遵守し、適切に進めているところであります。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 2 】	所管課名	高齢福祉課
< 要請内容 >			
<p>【 2 】 以下の事項については、市町村が住民サービスの向上の視点にたつて臨めば、実施可能な住民サービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。</p> <p>住宅改修、福祉用具の受領委任払い制度を実施してください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>受領委任払い制度の導入につきましては、各保険者の判断により実施することとなりますので、制度の導入状況などについて各保険者に適宜情報提供してまいります。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 2 】	所管課名	高齢福祉課
< 要請内容 >			
<p>障害者控除の認定にあたって、次の 3 点を実施してください。</p> <p>ア) 介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。</p> <p>イ) すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。</p> <p>ウ) 「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>高齢者につきましては、所得税法施行令及び地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方等のほか、それらの方に準ずるとして市町村長の認定を受けている方が障害者控除の対象とされているところです。</p> <p>障害者又は特別障害者であることの認定につきましては、国の通知により市町村の事務とされており、市町村では国が示した認定の基準や障害者控除の取扱いに関する参考事項に沿って認定方法を定め、手続きが円滑に行われるよう広報紙、窓口での案内・チラシの設置、要介護認定者あての案内などにより周知を図っています。</p>			

要請番号	【 2 】	所管課名	高齢福祉課
< 要請内容 >			
(続 き)			
< 回答要旨 >			
<p>「要介護認定」と「障害認定」は判断基準が異なるため、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害等の何級に相当するかを判断することは困難であると考えておりますが、各市町村が介護保険制度の趣旨に沿って、適切な方法で認定を行うよう周知徹底を図っているところです。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 2 】	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
<p>福祉給付金の支払いは、現物給付にしてください。</p> <p>当面、自動払いしてください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>現在県と市町村が共同で実施している福祉医療制度については、平成 2 0 年度からの見直しを予定しておりますが、現在、償還払いとしている福祉給付金制度については、現物給付化することを考えております。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 2 】	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
<p>老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が 1 4 5 万円以上であっても、収入基準（夫婦世帯 5 2 0 万円、単身 3 8 3 万円）に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。</p> <p>少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>老人保健制度の「現役並み所得者」の認定につきましては、法令の規定により、あくまで本人申請に基づいて認定をすることとなっておりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>なお、各市町村に対しては、対象となる方を的確に把握し、「基準収入額適用申請書」を個別に案内していただくなど、高齢者に不利益の生じることのないよう、適切な対応を要請してまいります。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 2 】	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
<p>「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いとしてください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>「高額医療・高額介護合算制度」は、平成 20 年度から実施される制度であります。実際の療養費支給手続きは、平成 21 年 8 月以降となるため、具体的な手続きは、今後検討することとなっております。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 2 】	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
子どもの医療費助成制度を償還払いで実施している場合、現物給付（窓口無料）にしてください。			
< 回答要旨 >			
現在、県の乳幼児医療制度は原則現物給付となっております。 県外受診の場合は、償還払いとなっておりますが、事務処理上やむを得ないものでありますので、ご理解いただきたいと思います。			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 2 】	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
<p>国民健康保険の保険料（税）二割軽減及び市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には、自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>二割軽減については、現在は、被保険者の申請に基づき実施されておりますが、国の通知に基づき、来年度から、保険者が職権で対象者を把握し、実施することができるようになります。</p> <p>また、市町村独自の減免については、各市町村において、減免条例等に基づき実施しておりますが、画一的な基準で行うことは、適切ではなく、真に減免の必要な方の把握に努めていただくようお願いしているところであります。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 2 】	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
出産・育児一時金の受取代理（受領委任払い）制度を実施していない市町村は実施してください。			
< 回答要旨 >			
出産育児一時金の受領委任制度につきましては、現在、63 市町村のうち、61 市町村で実施されております。未実施の 2 町村のうち 1 町は、来年 4 月に実施の予定であります。			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 1 .(1)	所管課名	高齢福祉課
< 要請内容 >			
<p>【 3 】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1 . 安心できる介護保障について</p> <p>(1) 介護保険について</p> <p>保険料や利用料などを改善するために一般会計より繰り入れて実施してください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>介護サービスの提供に必要な費用のうち、1 割の自己負担を除く費用の負担割合については、保険料が 5 0 %（ 6 5 歳以上の第 1 号被保険者分が 1 9 %、4 0 歳以上 6 5 歳未満の第 2 号被保険者分が 3 1 %）、国・都道府県・市町村による公費負担が 5 0 %とされています。</p> <p>公費負担の内訳としましては、介護保険法等の規定により、国が 2 5 %（施設サービスについては 2 0 %）、都道府県が 1 2 . 5 %（施設サービスについては 1 7 . 5 %）、市町村が 1 2 . 5 %と定められており、この負担割合を超えて一般会計から繰り入れることは認められていませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>			

別紙（様式1）

要請番号	【3】1.(1)	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
介護保険料について ア.低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。 イ.減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。			
<回答要旨>			
低所得者に対する介護保険料の軽減措置につきましては、制度の趣旨に沿って各保険者の判断により実施することができるとされています。 ただし、介護保険が介護を国民皆で支え合う制度である点や公平性という観点から、保険料の全額免除や、資産等を考慮せず収入のみに着目した一律減免、一般財源による保険料減免分の補填は適当ではないという国の方針が示されています。 こうした中、県内でも多くの保険者において低所得者の方への個別の減免が行われています。 なお、県としましても、低所得者対策は全国的な問題であることから、低所得者対策の拡充について国に対して要望しているところです。			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 1 .(1) ア .	所管課名	高齢福祉課
< 要請内容 >			
利用料について ア . 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。			
< 回答要旨 >			
<p>低所得者に対する利用料の軽減につきましては、食費や居住費（滞在費）の負担上限額と基準費用額の差額を補足する「特定入所者介護サービス費（補足給付）」、1 か月の利用者負担上限額を超える額を償還払いする「高額介護サービス費の支給」、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度などが実施されているところです。</p> <p>なお、県としましても、低所得の方でも必要なサービスが利用できるよう、利用者負担に関する低所得者対策の拡充について国に対して要望しているところであります。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 1 .(1) イ .	所管課名	高齢福祉課
< 要請内容 >			
イ . 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。			
< 回答要旨 >			
<p>高額介護サービス費の限度額につきましては、平成 1 7 年 1 0 月の制度改正により、利用者負担第 2 段階の限度額が従来の 24,600 円から 15,000 円に引き下げられたところです。</p> <p>また、高額介護サービス費の支給申請についても、初回のみ申請で足りる取扱いに改められるなど、申請者の負担軽減が図られています。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 1 .(1) ウ .	所管課名	高齢福祉課
< 要請内容 >			
<p>ウ . 0 5 年 1 0 月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>平成 1 7 年 1 0 月からの施設給付の見直しにつきましては、保険給付の効率化・重点化の必要性を背景に、在宅と施設での給付の公平性という観点から、居住費と食費について保険給付の対象外とされたもので、低所得者の方に対しては、保険料区分に対応した上限額が設定され、特定入所者介護サービス費(補足給付) が支給されております。</p> <p>こうした制度改正の趣旨から、さらなる軽減措置の拡充については困難であり、市町村独自の減免制度の実施について理解を得ることは難しいと考えております。</p> <p>なお、制度については、各保険者や各施設を通じて利用者の方に周知が図られていますが、特定入所者介護サービス費(補足給付) に関する手続きなどについて、引き続き申請漏れが生じないように保険者等に注意を喚起してまいります。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 1 .(1)	所管課名	高齢福祉課
< 要請内容 >			
<p>要支援、要介護 1 の方に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取り上げず簡素な手続きで利用できるようにしてください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>介護保険法の理念は、要介護、要支援となられた方の自立支援であり、介護保険における福祉用具は、これらの方の日常生活上の自立を助けるものとされています。</p> <p>しかしながら、要介護 1 や要支援など軽度者に対して、利用者の状態像からはその必要性が想定しにくい福祉用具が給付されるといった不適切な事例が見受けられたことなどから、介護保険における福祉用具がより適切に利用されるよう見直しが行われ、平成 1 8 年 4 月からは、原則として車いすや特殊寝台等については、軽度者のうち日常的に歩行が困難な方や、日常的に起き上がりが困難などの一定の条件を満たす方を除いて保険給付の対象外とされました。</p> <p>なお、軽度者に対する例外的な保険給付の判断方法については平成 1 8 年度に国が実態調査を実施した上で見直しを行い、平成 1 9 年 4 月からは一定の条件に該当することが医学的な所見に基づいて判断され、かつ、適切なケアマネジメントにより福祉用具が特に必要と判断されていることが確実に判断される場合は貸与が認められるとされたところです。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 1 . (1) ア	所管課名	高齢福祉課
< 要請内容 >			
地域包括支援センターについて ア 地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、地域包括支援センターの人員配置を国基準の 3 人以上を確保してください。			
< 回答要旨 >			
地域包括支援センターの対象区域につきましては、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における保健福祉圏域との整合性に配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により対象区域を設定しているものであります。 介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないよう、市町村において、地域包括支援センターの体制整備計画を平成 1 8 年度に策定しており、この計画に基づき、体制整備を図っております。			

別紙（様式1）

要請番号	【3】1.(1) イ	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
<p>イ 介護予防のマネジメントだけでなく、「本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、痴呆（認知症）その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族がない場合など」地域における高齢者の生活をささえるセンターとして市町村が責任をもって体制を確保し、運営出来るようにしてください。</p>			
<回答要旨>			
<p>地域包括支援センターが行うこれらの業務については、センターを委託して設置している場合においても、市町村は、その設置の責任主体として、適切に関与しなければならないこととなっております。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 1 . (1) ウ	所管課名	高齢福祉課
< 要請内容 >			
<p>ウ 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任をはたせる水準に引き上げてください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>地域包括支援センターの委託料の財源となる地域支援事業の包括的支援事業については、法令により上限額が設定されております。</p> <p>しかしながら、地域包括支援センターが担う役割等を考慮すると、財源が十分とはいえない市町村も見受けられることから、県としては、必要な財源を確保することができる事業費となるよう、国に対し要望しているところであります。</p>			

要 請 番 号	【 3 】 1 . (1)	所管課名	高齢福祉課
< 要請内容 >			
<p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>平成 1 8 年 3 月に、「第 3 期愛知県高齢者保健福祉計画」（平成 1 8 年度から 2 0 年度）を作成し、現在はこの計画に従い、在宅サービスや施設整備の基盤整備を推進しているところです。</p> <p>認知症対応型老人共同生活援助事業や小規模多機能型居宅介護等の「地域密着型サービス」については、平成 1 8 年度から市町村に権限が移譲されており、地域単位で適正なサービス基盤整備が可能とされております。</p> <p>県としましても、各市町村の地域の実情に応じ、地域密着型サービスの整備が円滑に進められるよう必要な支援を続けていきたいと考えております。</p> <p>また、在宅サービスの充実を図ることは勿論ですが、施設サービスにつきましても、真に施設サービスが必要な者が必要なときに利用できるよう老人保健福祉圏域ごとに計画的な整備を進めて参ります。</p>			

別 紙(様式 1)

要 請 番 号	【 3 】 1 . (1) ア	所 管 課 名	高 齢 福 祉 課
< 要 請 内 容 >			
<p>人材確保と質の向上のために</p> <p>ア.ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。</p>			
< 回 答 要 旨 >			
<p>・サービスの質の確保・向上は、18年4月に実施された介護保険制度改革の柱の一つとなっており、ケアマネジャーの研修の充実は、大変重要なことと認識しております。</p> <p>　県といたしましては、法改正により下記のとおりケアマネジャーの研修体系が構築されたことに伴い、研修実施機関を指定して円滑かつ適正な実施に努めているところであります。</p> <p>　また、利用者や家族からの相談、関係機関との調整等に苦慮しているケアマネジャーをフォローするために、愛知県居宅支援事業者連絡協議会に委託して「ケアマネ悩み相談コーナー」を17年6月から開設し、円滑な介護保険事業の推進に努めております。</p> <p>　なお、ケアマネジャーの研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事が指定した研修実施機関が担当することになっております。</p> <p>　おって、ヘルパーに関しては、訪問介護事業所のサービス提供責任者を対象に訪問介護計画作成の技術向上やヘルパーの指導方法等を習得する研修や現にヘルパーとして従事している者を対象に訪問介護計画に基づく適切なサービス提供等を内容に演習を組み込んだ研修を実施しております。</p>			
区 分	概 要	指定研修実施機関	
実務研修	ケアマネジャーとなるための研修	県社会福祉協議会	
更新研修	実務経験者の介護支援専門員証更新のための研修	県社会福祉協議会	
再研修	5年以上実務から離れている者が受講	県社会福祉協議会	
専門研修	現任者の資質向上のための研修(更新研修と同等)	県社会福祉協議会	
主任介護支援専門員研修	地域包括支援センター、地域のスーパーパーザー的な主任介護支援専門員となるための研修	県シルバーサービス振興会	
実務従事者基礎研修	実務就業後1年未満の者の研修	県シルバーサービス振興会	

別 紙(様式 1)

要 請 番 号	【 3 】 1 . (1) イ	所 管 課 名	高 齢 福 祉 課
< 要 請 内 容 >			
<p style="text-align: center;">イ.介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。</p>			
< 回 答 要 旨 >			
<p>・ (労働行政に関することは所管しておりません。介護保険事業者の指定・指導の範疇でしかお答えできませんので、その点ご了解いただきたいと思います。)</p> <p>ご承知のとおり介護労働者の処遇の問題につきましては、直接所管する立場にはありませんが、留意すべき重要なことと認識しておりまして、8月 21,22日に県内の全事業者を対象とした「介護保険指定事業者講習会」において、適切な処遇についての働きかけをいたしました。</p> <p>また、9月には、『「社会福祉事業に従事するものの確保を図るための措置に関する基本的な指針」の改正について』(平成19年9月10日付け19地福第1350号健康福祉部長通知)を介護保険事業者を対象としたインターネット(愛知介護ネット)に掲載して、介護労働者の処遇向上について強力に働きかけをしているところであります。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 1(2)	所管課名	高齢福祉課
< 要請内容 >			
(2) 高齢者福祉施策の充実について 地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。			
< 回答要旨 >			
地域支援事業の財源は、介護保険法に基づく制度であり、介護給付と同様に、保険料と国、県、市町村の公費により負担することになっております。			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 1(2)	所管課名	高齢福祉課
< 要請内容 >			
<p>配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低 1 回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>配食サービスは、従来「介護予防・地域支え合い事業」のメニューの 1 つであった「食の自立支援事業」として実施されておりましたが、介護保険法の改正により「介護予防・地域支え合い事業」は、18 年度から、介護保険制度の中の地域支援事業として再編されております。</p> <p>これにより、栄養改善が必要な高齢者に対しては、見守りを兼ねた配食サービスの支援が実施できることになっております。</p> <p>また、市町村では、単独事業として、地域の実情に応じ様々な方法により配食サービスの事業を実施しております。</p>			

別紙（様式1）

要請番号	【3】1(2)	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。			
<回答要旨>			
地域支援事業の中の地域自立生活支援事業として、日常生活上の生活相談・指導や一時的な家事援助等を行う生活援助員の派遣等、高齢者の地域での自立した生活を支援するため各種事業が実施できるようになっております。			

別 紙 (様式 1)

要請番号	【 3 】 1(2)	所管課名	高齢福祉課
< 要請内容 >			
要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。			
< 回答要旨 >			
県が支給しておりました「愛知県在宅寝たきり老人等福祉手当」につきましては、介護保険制度の導入に伴いまして、平成 12 年 3 月までの支給をもって廃止しております。			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 1(2)	所管課名	高齢福祉課
< 要請内容 >			
住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。			
< 回答要旨 >			
<p>「地域包括支援事業」の中に住宅改修支援事業があります。これは、住宅改修に関する相談・情報提供と介護保険制度の住宅改修費利用に関する助言を行うことを内容としており、住宅改修費については、介護保険での給付サービスとなります。</p> <p>なお、介護保険における住宅改修費の支給限度額は、厚生労働省告示により 20 万円と定められておりますが、各保険者の判断により、第 1 号保険料を財源として 20 万円を超える金額に設定することができることとされております。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 1(2)	所管課名	高齢福祉課
< 要請内容 >			
<p>介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするため、敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>介護予防の推進は、介護保険制度の主要な柱であり、高齢者ができるだけ要介護状態にならないよう、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう支援するため、地域支援事業において、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業であれば、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業を実施することができるようになっております。</p>			

別 紙(様式 1)

要 請 番 号	【 3 】 1 . (3)	所 管 課 名	高 齢 福 祉 課
< 要 請 内 容 >			
(3) 介護情報手数料を公費負担でおこなってください。			
< 回 答 要 旨 >			
<p>介護サービスの情報の公表制度は、18年4月の介護保険法の改正に伴い創設されたもので、利用者の介護サービス事業者の選択に資する情報(基本情報：法人の概要、職員体制、料金等、調査情報：サービスの内容、施設の運営状況等)を公表するものです。</p> <p>県としましては、愛知県介護サービス情報公表計画を策定するとともに、この事業を円滑に推進するために社団法人愛知県社会福祉士会始め9調査機関を指定して当該調査機関が順次対象事業者を訪問調査し、その結果を調査月の翌月に「愛知県介護サービス公表システム」により公表しているところであります。</p> <p>なお、指定の介護サービス事業者は、知事に対して介護サービス情報の報告が義務付けられ、調査・公表に係る手数料については事業者の負担としているところであり、公費負担する意向はありません。</p>			
【参考】公表対象サービス			
18 年度 ~	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設		
19 年度 ~	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護療養型医療施設		

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 2 .	所管課名	高齢福祉課
< 要請内容 >			
2 . 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について 公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料（税）、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。 （介護保険）			
< 回答要旨 >			
平成 1 7 年度税制改正の影響により、介護保険料段階および利用者負担段階が上昇する方については、平成 1 8 年度から 2 年間の激変緩和措置が講じられ、移行すべき保険料段階の保険料額へは 3 年間で段階的に引き上げることとされ、その際の保険料率（基準額に乗ずる標準割合）は、各市町村において設定することとなっております。 なお、この激変緩和措置を平成 2 0 年度も継続することについて、今後国において検討される予定であると聞いております。			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 2	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
<p>公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料(税)、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。</p> <p>（国民健康保険）</p>			
< 回答要旨 >			
<p>国民健康保険の被保険者は、比較的低所得者が多く、保険料（税）負担が過重となっている方がありますので、一定の所得以下の世帯については、保険料（税）を軽減する措置が講じられております。</p> <p>保険料（税）の減免については、市町村保険者の条例の定めるところにより、災害等により生活が著しく困難になった者、又は、これに準ずると認められる方について、個々の状況を確認の上、市町村長が必要と認める場合に行うこととなっております。</p> <p>また、市町村では、実情に応じて分割納付が実施されているところもありますのでご相談くださるようお願いいたします。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 2 .	所管課名	高齢福祉課
< 要請内容 >			
<p>市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。（介護保険）</p>			
< 回答要旨 >			
<p>平成 1 7 年度税制改正の影響による介護保険料段階及び利用者負担段階の上昇については、国において平成 1 8 年度から 2 年間の激変緩和措置が講じられたところではありますが、介護保険料に関する激変緩和措置を平成 2 0 年度も継続することについて、今後国において検討される予定であると聞いております。</p> <p>なお、介護保険料段階及び利用者負担段階の上昇については、市町村独自の減免制度の対象者にも影響を与えることから、市町村においても激変緩和や対象者の見直しなどの措置が講じられることが望ましいと考えております。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 2	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。（国民健康保険）			
< 回答要旨 >			
公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止などによる国の税制改正に伴い、実質的に課税所得が多額になり、市町村の保険料(税)の減免等に関する条例に示す基準に合致せず、引き続き、減免が受けられなくなることがあります。保険料（税）の減免については、市町村保険者の条例の定めるところにより、災害等により著しく生活が困難になった者、また、これに準ずると認められた者のうち、個々の被保険者の状況を確認した上で、市町村長が必要と認める者に対して行うこととなっておりますので、市町村とよくご相談くださるようお願いいたします。			

別紙（様式1）

要請番号	【3】3	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
3 高齢者医療の充実について			
2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。			
少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。			
<回答要旨>			
このたびの医療制度改革においては、急速な少子高齢化の進展の中で、国民の安心の基盤である皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能なものとするため、医療給付費の伸びと国民の負担との均衡を確保していく観点から、70歳から74歳までの高齢者の負担割合を見直したものでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。			
なお、現在県と市町村が共同で実施している福祉医療制度については、平成20年度からの見直しを予定しておりますが、73歳・74歳を対象とした老人医療制度については、国の制度改正の考え方を参考として見直すことを考えております。			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 3	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
<p>福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の対象者も引き続き対象とするとともに、70歳からの高齢受給者についても、対象に加えてください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>現在県と市町村が共同で実施している福祉医療制度については、平成20年度からの見直しを予定しておりますが、福祉給付金制度はその制度の前提となる老人保健制度が廃止となるため、後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした新たな福祉医療制度を設ける方向で考えております。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 3	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
後期高齢者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設け、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。			
< 回答要旨 >			
後期高齢者医療制度の運営主体は、愛知県後期高齢者医療広域連合でありますので、広域連合に対し、このたびの要望の趣旨は伝えさせていただきます。			

別紙（様式1）

要請番号	【3】4	所管課名	児童家庭課
<要請内容>			
4 子育て支援について 中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。			
<回答要旨>			
乳幼児医療費助成制度については、少子化対策や子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、平成20年度の実施に向け、通院については小学校就学前まで、入院については中学校卒業まで拡大する方向で、給付方法も含め、現在市町村と調整中であります。			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 4	所管課名	児童家庭課
< 要請内容 >			
<p>妊産婦の無料健診制度は、産前は 1 4 回以上、産後は 1 回以上を無料にしてください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>妊産婦の無料健診制度の財源措置は、平成 1 0 年度から市町村への地方財政措置として一般財源化され、各市町村の実情に応じた取組みがされております。</p> <p>また国は、平成 19 年 1 月 1 6 日付け雇児母発第 0 1 1 6 0 0 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知において、地方財政措置の拡充に伴い、妊婦健診 5 回の公費負担の無料実施が基本であるとしています。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 4	所管課名	児童家庭課
< 要請内容 >			
妊産婦医療費無料制度を新設してください。			
< 回答要旨 >			
<p>妊産婦医療について保険医療制度では、正常分娩は給付対象となっておらず、かわりに各健康保険組合から出産給付金が支給されます。</p> <p>異常分娩の場合は自己負担が生じますが、保険医療対象となります。</p> <p>また、経済的困窮者には、児童福祉法による助産措置制度や、生活保護法による医療扶助など、国制度があります。現在は、こうした制度の中で対応することとしておりますので、ご理解賜りたい。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 4	所管課名	教育委員会財務施設課
< 要請内容 >			
就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。			
< 回答要旨 >			
要保護児童生徒援助費補助金等就学援助制度事業は、市町村が実施主体であるため、各市町村へ要望されるようお願いいたします。 (県は市町村からの補助金申請のとりまとめ、国からの交付決定通知事務を行っております。)			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 5	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
5 国保の改善について 制度の運用にあたっては、国民健康保険法第 1 条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考えを持ち込まないでください。			
< 回答要旨 >			
国民健康保険は、国民皆保険の中核となる保険でありますので、実施主体である市町村では、被保険者の所得や生活実態に応じて保険料の軽減、減免に努めております。また、市町村がおこなった、軽減、減免分につきましては、国、県において市町村に助成を行うなど、社会保障としての国民健康保険制度の維持、健全な運営に努めております。			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 5	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
国民健康保険への県の助成金を増額してください。			
< 回答要旨 >			
<p>市町村への県の助成事業としては、</p> <ul style="list-style-type: none">「国民健康保険基盤安定制度負担金」「国民健康保険高額医療費共同事業負担金」「国民健康保険事業費補助金」「国民健康保険財政調整交付金」 <p>があります。</p> <p>県の独自事業は国民健康保険事業費補助金ですが、現在の県の財政状況では、これらを増額することは困難な状況にあります。その他の国の事業につきましては、県としても毎年、市町村に対して、応分な負担をおこなっているところであります。</p> <p>なお、国に対しては、機会あるごとに、市町村財政負担に対する財源措置が確実に行われるよう要望をしております。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 5	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
保険料(税)について			
ア 保険料(税)の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。特に、所得激減による減免要件は、「前年所得が 1,000 万円以下で、当初の見込み所得が 500 万円以下、かつ 9 / 10 以下」にしてください。			
イ 前年所得が、生活保護基準の 1.3 倍以下の所得しかないものに対する減免制度をつくってください。また、就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。			
< 回答要旨 >			
保険料（税）の減免については、市町村の条例に定めるところにより、災害等によって保険料の納付が著しく困難になった者、また、これに準ずると認められた者で、市町村長が必要と認めるものに対して行うこととなっております。			
保険料（税）の減免等に関する条例の制定は、あくまでも市町村保険者の判断により行うべきものでありますが、失業や事業の休廃止等により収入が激減し、保険料(税)の納付が困難になっていると認められる者に対する保険料(税)の減免、徴収猶予についてできるだけ配慮をしていただくよう市町村国保主管課長会議等においてお願いをしております。			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 5 ア	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
保険料滞納者への対応について ア 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行はおこなわず、払う意思があつて分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください。			
< 回答要旨 >			
被保険者資格証明書については、平成 1 2 年度の法改正で法的整備がなされ、国民健康保険法第 9 条第 3 項において、「保険料の滞納につき、災害その他政令で定める特別な事情がある場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。」とされました。被保険者資格証明書は、同法第 9 条第 6 項に基づき、被保険者証の返還に伴い交付するものであります。 被保険者資格証明書等の交付に当たっては、市町村に対し、滞納について、特別な事情があると認められるかを適切に判断するとともに、被保険者と面談する機会を確保し、保険料（税）の納付相談に努めるよう指導をしております。			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 5 イ	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
<p>イ 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差し押さえなど制裁行政をしないでください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>保険料（税）を払いきれないなどの場合は、市町村において生活実態の把握や状況などをよくお聞きし、納付相談や減免、納付の猶予などを行うよう指導しております。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【3】5 ウ	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
ウ 保険料(税)の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。			
< 回答要旨 >			
高額療養費の「限度額適用認定証」の交付は、世帯主に保険料の滞納がないことを確認できた場合に限り行うこととなっております。ただし、世帯主が、その財産につき災害を受けたり盗難にあった場合、病気等の場合など保険料の滞納につき特別な事情があれば交付することができることとなっております。			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 5	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行はおこなわないで 下さい。			
< 回答要旨 >			
<p>国は、今回の措置により、国民年金保険料の納付が行われていない住民に対して、短期保険証の仕組みを通じて、負担能力のない方への免除措置や未納者への自主的な納付の働きかけを行い市町村が住民の年金受給権を確保することができると説明しております。</p> <p>なお、当該措置の実施は、保険者である市町村がそれぞれの状況等を勘案し、判断することができるものでありますが、県としましては、引き続き、市町村に対しましては、被保険者の個々の生活状況等を把握し、きめ細かな納付相談に努めるよう指導してまいります。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 5	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
<p>一部負担金の減免制度（国保法第 4 4 条）の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知して下さい。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>一部負担金の減免は、国民健康保険法第 4 4 条に基づき、災害等により生活が著しく困難となった者など特別な理由がある者で、保険者が一部負担金を支払うことが困難であり、減免の必要があると認められた者に対して行うことができることとなっております。</p> <p>住民への制度の周知は、各市町村において広報等を行うものでありますが、周知していない市町村に対しては、広く周知するよう助言・指導をしております。</p> <p>また、規定等の定めがない保険者につきましては、早急に設けるよう指導しております。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 5	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
国保法第 5 8 条第 2 項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。			
< 回答要旨 >			
傷病手当金、出産手当金は任意給付であり、市町村保険者が条例を定めて行うことができることとなっておりますので、市町村保険者が財政状況を配慮しながら実施すべきものであると考えております。			

別紙（様式1）

要請番号	【3】6	所管課名	地域福祉課
<要請内容>			
6 生活保護について 生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。			
<回答要旨>			
日ごろから県内福祉事務所（名古屋市内を除く）に対しまして、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むよう指導しているところであります。			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 7 .	所管課名	障害福祉課
< 要請内容 >			
7 障害者施策の充実について			
4月から行われている利用料の負担軽減にかかわって、資産要件を撤廃してください。			
補装具、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。			
< 回答要旨 >			
利用者負担の軽減措置における資産要件につきましては、低所得の方について一定の負担軽減措置を設けた上で、さらに個々の状況（サービスの種類や収入・資産等）を勘案して軽減を行う場合に適用するものであり、国としても制度設計のバランス上、こうした要件を設定せざるを得ないと聞いております。こうした中、平成 19 年 4 月からは、従前に比べて大幅に要件が緩和（＝預貯金等の額の引上げ）されたところであります。			
また、移動支援等の市町村地域生活支援事業に係る利用者負担につきましては、国の事業実施要綱において「各市町村の判断によるものとする」と定められておりますので、負担軽減策の設定方法につきましても各市町村の判断によることとなります。			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 7 .	所管課名	障害福祉課
< 要請内容 >			
<p>移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。</p> <p>また、必要とする時間を支給してください。</p> <p>学齢障害児（小学校～中高生）の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくって下さい。また、余暇支援として、移動支援などを充実してください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>移動支援につきましては、市町村地域生活支援事業のひとつに位置づけられており、利用範囲や時間数などの実施内容は、各市町村の判断により設定することと定められております。</p> <p>また、放課後・長期休暇中の支援体制につきましても、市町村地域生活支援事業の中の日中一時支援事業により対応することとされているところです。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 7 .	所管課名	障害福祉課こころの健康推進室
< 要請内容 >			
精神障害者を障害者医療費助成制度の対象にしてください。			
< 回答要旨 >			
精神障害者においては継続的な医療が極めて重要なことから、精神障害者の精神科診療について、平成 20 年度から医療費助成制度を実施していく方向で検討を行っております。			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 7 .	所管課名	障害福祉課
< 要請内容 >			
障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。			
< 回答要旨 >			
<p>障害児施設の利用者負担は、保護者が施設利用料の 1 割を負担することとなっておりますが、利用者負担額の設定にあたり、特に若い世代の多い学齢期前の障害児に係る通所施設につき、一般の子育て世帯との均衡から、保育所の保育料程度の負担水準となるよう、法施行（平成 18 年 10 月 1 日）と同時に食費負担軽減の措置がとられております。</p> <p>なお、障害児のいる若年世帯の負担感を軽減するため、国は 20 年度までの特別対策（平成 19 年 4 月 1 日～）として、利用料の月額負担上限額を 4 分の 1 に軽減するとともに、新たに、市町村民税課税世帯の所得割 16 万円未満の世帯まで軽減措置の対象を拡大したところでございますが、今後も利用者負担の軽減対策について、引き続き国に対して要望してまいります。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 7 .	所管課名	障害福祉課
< 要請内容 >			
地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。			
< 回答要旨 >			
<p>地域活動支援センターにつきましては、職員配置の充実のための機能強化費が国庫補助対象に位置づけられており、国 1/2、県 1/4 の割合で市町村に助成しているところです。</p> <p>また、小規模授産施設につきましては、安定的な運営を維持していくために法定施設へ移行することが望ましいと考えておりますが、直ちに移行することが困難な施設もありますので、当面、県の運営費補助制度を継続する方向で検討してまいります。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 8	所管課名	健康対策課
< 要請内容 >			
8 健診事業について 特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。 また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。			
< 回答要旨 >			
特定健診については医療保険者が、がん検診、歯周疾患検診については市町村が実施主体として、それぞれの事情を踏まえ、行っているものです。 検診の実施期間等につきましては、住民の利便を図り、検診を受けやすくするよう、実施主体に対してお願いしているところです。			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 8	所管課名	健康対策課
< 要請内容 >			
<p>歯周疾患検診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年 1 回受けられるようにしてください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>歯周疾患検診につきましては、健康増進法に基づき行われます。実施主体は市町村で、自治体ごとの事業計画により計画、実施されているものです。</p> <p>実施回数は、実施主体である市町村の判断となり、現在は、40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳の方が年 1 回受診できることになっております。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 8	所管課名	健康対策課
< 要請内容 >			
子宮がん・乳がん検診を 2 年に 1 回としている市町村は、年 1 回にして ください。			
< 回答要旨 >			
子宮がん、乳がん検診につきましては、国の指針等において原則として同一 人について 2 年に 1 回行うこととされていますが、それぞれの市町村がそれぞ れの事情を踏まえ、実施回数を設定しているものであります。			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 3 】 8	所管課名	健康対策課
< 要請内容 >			
前立腺がん検診を年 1 回受けられるようにしてください。			
< 回答要旨 >			
がん検診事業につきましては、それぞれの市町村が実施主体として、それぞれの事情を踏まえ、行っているものであります。			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 4 】 1	所管課名	健康福祉総務課、医務国保課
< 要請内容 >			
<p>【 4 】国および広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>1 国に対する意見書</p> <p>「宙に浮いた」年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしないでください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>年金制度は国の直轄事務でありますので、国政の場での議論を見守ってまいります。</p> <p>なお、年金記録不備問題に関しては、県民に大きな不安を与えていることから、平成 19 年 8 月 3 日付けで全国知事会から国に対し、「早急に住民の不安を解消し、年金制度に対する信頼を回復するため、適切な対応がなされるよう」要請したところです。</p> <p>また、短期保険証の発行については、当該措置の実施は、保険者である市町村がそれぞれの状況等を勘案し、判断することができるというものでありますので、県としましては、国への意見書等の提出は、考えておりません。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 4 】 1	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
<p>後期高齢者医療制度の実施を凍結し、抜本的な見直しをおこなってください。</p> <p>対象者が経済的状況にかかわらず、必要な医療が受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じてください。また、保健事業及び葬祭費に十分な公費負担を導入してください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>後期高齢者医療制度については、急速な少子高齢化の進展の中で、国民の安心の基盤である皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能なものとするため、新たな高齢者医療制度を創設し、高齢者世代と現役世代の負担を明確化することとされたものでありますので、ご理解をお願いします。</p> <p>なお、低所得者については、保険料額において軽減措置が設けられることとなっております。</p> <p>また、広域連合が実施する保健事業については、国において補助金の交付を予定していると聞いております。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 4 】 1 .	所管課名	高齢福祉課、障害福祉課
< 要請内容 >			
<p>介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>介護保険に関しましては、従来から国に対し、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 財政調整交付金の国庫負担（ 2 5 % ）とは別枠での措置・ 低所得者に対する保険料や利用料の負担軽減策の拡充・ 人材の養成や介護報酬の改善 <p>など介護保険制度全般にわたり要望を行っております。</p> <p>また、障害者自立支援法に関しましても、国に対し、法の円滑な推進を図るために、低所得の方に配慮した利用者負担の見直しやサービス提供体制を充実するための報酬単価の改善などについて要望しているところです。</p> <p>このほか、全国知事会などを通じまして、機会あるごとに、国に対して同様な要望を行っております。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 4 】 1	所管課名	児童家庭課、医務国保課
< 要請内容 >			
<p>子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。</p>			
< 回答要旨 >			
<p>乳幼児医療費助成制度については、少子化対策や子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、平成 20 年度の実施に向け、入通院とも小学校就学前まで、無料化する方向で検討中であります。</p> <p>妊産婦健診の費用補助については、平成 9 年度までは 2 回分の国庫補助がありましたが、平成 10 年度から一般財源化（地方交付税措置）され、現行では各市町村の実情に応じた取組みが行われているところです。</p> <p>このような地方交付税で措置された事項について、補助金制度の復活は困難であります。</p> <p>なお、国へは全国衛生部長会を通じて平成 20 年度「衛生行政の施策及び予算に関する要望書」において妊産婦健康診査に対する十分な財政措置を講じることを要望しております。</p> <p>また、乳幼児医療費助成を始めとする地方単独の福祉医療の実施は、地方の福祉向上に大きな役割を担っておりますので、当該制度の実施に伴う国庫負担金の減額制度の廃止については、県としても、十三大都道府県国民健康保険主管課長会として、毎年、国に要望しております。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 4 】 1	所管課名	総務部財政課
< 要請内容 >			
消費税の引き上げは行わないでください。			
< 回答要旨 >			
<p>平成 1 5 年の政府の税制調査会答申（15.6.17「少子・高齢社会における税制のあり方」）によると、「消費税は、制度創設以降、社会保障をはじめとする公的サービスの費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う上で大きな役割を果たしている。少子・高齢化が進展する中で国民の将来不安を払拭するためには、社会保障制度をはじめとする公的サービスを安定的に支える歳入構造の構築が不可欠であることから、消費税は極めて重要な税である。」とされています。</p> <p>今後の税制改革については、「経済財政改革の基本方針 2007」のなかで、「平成 1 9 年秋以降、税制改革の本格的な議論を行い、平成 1 9 年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。」と明記されており、消費税についてもその改革のなかで行われるものと考えていますが、その際には、国民的な議論を行っていくべきであり、国会等において十分に議論されることが必要と考えています。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【 4 】 2	所管課名	医務国保課
< 要請内容 >			
2 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書			
保険料は、高齢者の生活実態に即した保険料にしてください。			
低所得者に配慮し、必要な医療が安心して受けられる減免制度を設けてください。			
保険料を払えない人への保険証の取り上げをしないでください。			
健診を、今まで通り、希望者全員が受けられるようにしてください。			
県民及び高齢者が参加できる運営協議会を設けてください。			
< 回答要旨 >			
愛知県後期高齢者医療広域連合に対し、このたびの要望の趣旨は伝えさせていただきます。			